

1 制定理由

町職員は、町民全体の奉仕者として公正に職務の遂行に当たることが常に求められている。また、職務遂行上あるいは私生活において職務と利害関係を有する者と接触するケースもある中、それらの行為によって、公正な職務の遂行に対する町民からの疑惑や不信感を招くことを防ぐため、贈与を受けることなどの一定の行為は、事例を示した上で、禁止・制限されるべきものであると考える。また、小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会報告書（令和3年8月）で指摘された事項を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずるとともに、本町の行政組織において法令遵守を推進するための制度的保障について必要な事項を定めることにより職務の公平かつ公正な遂行を図り、もって町政に対する町民の信頼を確保することを目的として制定しようとするものである。

2 小山町職員倫理条例（案）の概要

職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずるとともに、本町の行政組織において法令遵守を推進するための制度的保障について必要な事項を定める。

（1）職員が遵守すべき職務に係る倫理原則

- 町民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 職務や地位を私的利益のために用いてはならない。
- 適正かつ厳格に職務権限を行使し、町民に対し、その業務を説明できるよう努めなければならない。
- 町民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（2）職員倫理規則

- 町長は、職員が遵守すべき倫理原則に基づき、職員の職務に係る倫理の保持を図るため職員倫理規則を定める。
- 倫理規則には、利害関係者の範囲及び利害関係者からの贈与等の禁止、制限等利害関係者との接触その他町民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

(3) 管理職員の責務

- その地位の重要性を自覚し、率先して適正なサービスの確保に努め、所属職員に対し、職務に係る倫理の保持のために必要な指導等をしなければならない。

(4) 町民及び事業者等の責務

- 職員の公正かつ適正な職務の遂行を支援するよう努めなければならない。
- 何人も、職員に公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない。

(5) 倫理監督者

- 町長は、職員の倫理を監督し、職員の倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。
- 倫理監督者は、人事担当部長とし、職員に対する倫理の保持に係る指導、助言その他必要な措置を講ずるとともに、常に公正な判断をしなければならない。

(6) 小山町職員倫理委員会

- 職員の職務に係る倫理の保持及びこれに必要な体制の確立を図るため、小山町職員倫理委員会を置く。
- 職員が職員倫理規則の規定に違反する行為を行った疑いがある場合は、速やかに倫理監督者と連携して調査を行い、その結果を町長に報告する。
- 職員から公益通報を受けたときは、内容の真否及び重要性について速やかに調査し、その結果を町長等に通知する。

(7) 公益通報

- 職員は、公益通報の必要があると認めるときは、速やかに倫理委員会にその内容を通報する。
- 正当な通報した職員は、人事給与等に関していかなる不利益な取扱いも受けない。

(8) 不当要求行為

- 職員は、不当要求行為等があったときは、これを拒否しなければならない。
- 職員は、不当要求行為等があったときは、直ちに上司及び所属長に報告しなければならない。